

苫小牧市中途採用合同就職説明会事業企画運営業務
提案仕様書

令和7年2月
苫小牧市

1 業務名

苫小牧市中途採用合同就職説明会事業企画運営業務

2 目的

全国的に人口減少と少子高齢化が進む中、生産年齢人口の減少を背景に、本市においても人材不足が深刻化しており、将来にわたる安定的な人材の確保は、企業にとって重要な課題のひとつである。

本事業は、即戦力を求め、中途採用（経験者採用）等を希望する市内企業による合同就職説明会を苫小牧市内で開催し、求職者とのマッチングの機会を創出することによって、市内企業の人材確保及び求職者の雇用確保を図ることを目的として実施する。

3 委託期間

契約締結日から、令和8年3月31日までとする。

4 提案限度額

7,132千円を上限とする（消費税10%相当額を積算した金額を含む）。

5 事業目標

- (1) 支援企業数 : 40社以上
- (2) 合同就職説明会開催回数 : 2回以上
- (3) 上記(1)(2)の他、本業務を実施することによる成果を定量的に測定可能な目標値（来場者数、採用者数等）を設定すること。

6 業務内容

本事業において実施する業務は、以下の(1)～(3)に掲げる内容とし、各項目に沿って具体的な実施内容や手法を提案すること。

(1) 合同就職説明会の企画・運営

ア より多くの求職者の参加が見込まれるよう、イベント名、開催日程、会場、出展企業数、想定来場人数、運営フロー、レイアウト案など、具体的な実施内容を提案すること。

イ 本事業のターゲットとなる求職者は、中途採用（経験者採用）を中心とするが、新卒や退職後の再雇用等の求人を併せて行うことも可とする。

ウ 会場は苫小牧市内とし、対面開催とすること。

エ 開催時期は、近年の採用活動の時期等を考慮し、効果的なタイミングを提案すること。また、求職者が参加しやすい日程や時間帯に配慮すること。

- オ 求職者が就職について相談したり、カウンセリングを受けるためのブースを設置することとし、キャリアコンサルタント等の専門職を配置すること。
- カ 求職者と出展企業がより多く接点を持つことができるよう、イベント会場内を回遊する仕組みや着席率を向上させる方策を検討し、提案すること。
- キ 会場内には、市の広報ブースを設けること。
- ク 出展企業に対し、合同就職説明会での求職者への対応ノウハウを事前にレクチャーするなど、採用人数の増に資する取組を提案すること。
- ケ 合同就職説明会の開催において必要となる一切の物品は、受託者において調達するものとし、搬入・会場設営・撤収を行うこと。
- コ 企業向けの出展要項を作成するなど、イベント開催当日に向けて出展企業との連絡調整を行い、円滑なブース運営をサポートすること。
- サ 来場を事前予約制とする場合は、オンライン等で予約受付を行うこと。
- シ イベント当日の会場内の巡回や来場者の案内、求職活動のサポートを行うこと。

(2) 出展企業の選定

- ア 出展企業の募集及び選定を行うものとし、募集方法や選定方法について提案すること。なお、本事業に出展可能な企業の条件は、次の①～③の条件を満たす企業とし、事前に委託者と協議の上、出展企業を決定すること。
 - ① 原則、出展申込時点で苫小牧市内に事業所を有することとする。なお、本市への進出予定企業（申込時点で事業所を有していない場合）については、事業所開設時期が明確に決まっており、②の条件を満たす場合は、出展可とする。
 - ② ハローワーク（公共職業安定所）に市内事業所における中途採用者の正社員の求人を掲載中、又は、掲載予定の企業であること。
 - ③ 採用意欲の高い企業であること。なお、企業の採用意欲を確認するため、事前にアンケート等を実施すること。
- イ 参加企業については、同一業種に集中しないよう、幅広い業種を開拓するよう努めること。
- ウ 出展企業の募集は、一部公募で行うこと。
- エ 例年、出展可能枠を大きく超える応募があることから、選考の結果、出展不可となった企業に対するフォローアップについて、アイデアがあれば積極的に提案すること。

(3) 事業周知

- ア 本事業のターゲットとなる求職者の来場につながるよう、効果的な周知を行うこととし、活用する媒体やツールを提案すること。

- イ 周知において必要となるチラシやポスター、その他デジタル媒体（SNS 用画像等）は受託者において作成すること。
- ウ 情報発信においては、苫小牧市が運営するしごとマッチングサイト「とまジョブ」も活用することとし、出展企業の登録及び求人情報の掲載をサポートすること。
- エ 本事業の周知に活用可能な市の広報媒体は以下のとおりであり、市の媒体の活用についても提案すること。

【活用可能な市の広報媒体】 ※いずれも無料

広報とまこまい（有料広告枠を除く）

苫小牧市公式ホームページ（有料広告枠を除く）

苫小牧市公式 Facebook

苫小牧市公式 LINE

デジタルサイネージ（イオンモールとまこまい内）

大型 LED ビジョン（元中野町、柳町の 2 か所）

7 効果測定

事業の実施効果を測定するため、下記のとおりアンケートを行うこと。

なお、アンケートの内容は、事前に委託者と協議して決定すること。

- (1) 合同就職説明会参加者アンケート（企業向けと求職者向けの 2 種類）
- (2) 採用状況アンケート（合同就職説明会終了後、3 か月以降に出展企業に対し実施すること）

8 参加企業の費用負担

事業を実施するにあたり、参加企業に費用負担を求める場合、1 社あたり 5 万円（税別）を上限とすること。

9 独自提案

本事業の内容をより充実させ、効果を高めるための企画案があれば提案すること。

ただし、提案限度額内で実施可能なものとする。

10 実施上の注意事項

- (1) 事業の実施や周知に当たっては、市と十分に打合せを行い、市の承認を得た上で実施すること。
- (2) 来場者や出展企業から本事業で手数料などの利益を得てはならない。
- (3) 出展企業の募集及び求職者の参加募集は、受託者が主体的に行うものであるが、市の広報紙等への掲載や、企業に電子メールでの案内を行うことは可能である。

- (4) 市は、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

11 実施報告書について

- (1) 合同就職説明会終了後、速やかに次の事項を市に報告すること。
- ア 実施結果（出展企業一覧、来場者数等の開催概要）
 - イ アンケートの集計結果（出展企業・来場者）
 - ウ 会場内の様子（記録写真）
 - エ チラシや会場内サインなどの制作物
 - オ その他実施結果の報告において必要な内容

(2) 完了報告

- ア 採用状況アンケートの集計結果
- イ 事業目標に対する実績について
- ウ 事業費の内訳
- エ チラシ・ポスターなどの制作物
- オ 事業を実施しての総括（成果、課題等）

12 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、この限りでない。

(2) 業務責任者等

- ア 業務の円滑な遂行のため、受託者は、あらかじめ業務責任者及び業務担当者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。
- イ 業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関

する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守すること。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については委託者に帰属するものとし、委託者の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、委託者に経過・発生原因等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

本業務における委託料の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託料から減額するものとする。

(8) 委託料の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた受託者に対しては、委託料の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと委託者が認めるとき、又は、目標が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

(9) 不測の事態への対応

感染症の流行等により、委託した業務が予定の期間内に完了しない場合や業務の遂行が困難となった場合など、不測の事態が生じた際には、仕様を変更し契約変更等を行う場合があるため、留意すること。